

(文教科学委員会)

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）（衆議院

送付）要旨

本法律案は、量子に関する科学技術の水準の向上を図るため、日本原子力研究開発機構の量子ビーム研究及び核融合研究に係る業務を、放射線医学総合研究所に集約する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法に改めるとともに、法人の名称を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に改める。

二、法人の目的に、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発等を行うことにより、量子科学技術の水準の向上を図ることを追加する。

三、法人の業務の範囲に、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発等を行うことを追加する。

四、この法律は、一部を除き、平成二十八年四月一日から施行する。